平成２６年（フ）第１９７８号
札幌市西区発寒２条５丁目５番15―202号
債務者　堀内　梨花
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０２３号
札幌市手稲区西宮の沢１条５丁目４番10―205号
債務者　佐竹　勝治
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０５７号
札幌市東区北27条東13丁目１番23号　ハウス13―102号
債務者　藤原　直美（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０５８号
札幌市中央区宮の森１条９丁目４番10―403号
債務者　坂本　　豊
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３２号
北海道苫小牧市拓勇東町７丁目６番18号ピークⅡ101号
債務者　照井亜矢子（旧姓咄下・立川）
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１３５号
北海道苫小牧市日新町３丁目３番２―102号
債務者　水野眞知子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３６５号
北海道山越郡長万部町字長万部411番地162
債務者　小川　博康
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７号
北海道増毛郡増毛町南暑寒町５丁目75番地の１　南暑寒５丁目団地51―２―１
債務者　太田　省三
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２６年（フ）第３６３号
茨城県那珂郡東海村白方中央１丁目11番34号
債務者　小林　朋子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２９１号
栃木県芳賀郡茂木町大字後郷1146番地
債務者　尾島　　隆
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４９号
静岡県熱海市下多賀723番地の25
債務者　島田　治美
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
滋賀県彦根市平田町610番地３
債務者　細居　宏次
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１５６号
滋賀県彦根市平田町610番地３
債務者　細居寿代こと　細居　壽代
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１５７号
滋賀県彦根市平田町610番地３
債務者　細居　昌美
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１６２号
滋賀県近江八幡市末広町505番地12
債務者　木村　優子（旧姓山口・武田）
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１６５号
滋賀県東近江市中小路町553番地９　ルネスベルドミール201号、前住所滋賀県湖南市菩提寺北１丁目７番９号
債務者　富永麻紗子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１６６号
滋賀県東近江市垣見町753番地　アルドーレ202号室
債務者　中澤　　綾
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
大津地方裁判所彦根支部